

公益財団法人五島記念文化財団 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は公益財団法人五島記念文化財団と称し、英文名 THE GOTOH MEMORIAL FOUNDATION と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
2. この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、芸術・文化の分野における有能な若手芸術家、ならびに地域において創造的で優れた芸術・文化活動を行っている者を発掘し、それらに対し顕彰及び助成を行うことにより我が国及び世界の文化の向上・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) オペラ及び美術の分野における優秀な新人等に対する顕彰、助成
(2) オペラの公演に対する助成
(3) オペラ、美術等の分野における国際交流活動の実施
(4) その他前条の目的を達するために必要な事業
2. 前項各号の事業については、日本全国において行うものとする。

第三章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の資産は、基本財産、特定資産及び運用財産の3種類とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。
3. 基本財産以外で、理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産とする。
4. 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(特定資産の繰入及び取崩)

第7条 特定資産の繰入及び取崩は、理事会の決議を経て行う。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告、決算及び備置書類)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第四章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員5以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該地の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3. 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、第18条に規定する事項の決議に加わるほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程による。

第五章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が評議員会を招集することができる。
3. 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

2. 前項に拘わらず、評議員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中からその都度互選する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第六章 役員等

(種類及び定数)

第28条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2. 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。
3. 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会において選定する。
3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者は又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の三分の一を超えてはならない。監事についても同様とする。
5. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定等に参加する。

2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
4. 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は理事の職務執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員により選任された理事の任期は、退任した理事又はその他の理事の任期の満了する時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
5. 役員は、第28条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了の後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第33条 役員が次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程による。

(責任の免除又は限定)

第35条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によっ

て、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第七章 理事会

(構成)

第36条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。
4. 前号の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2. 理事長がやむを得ない事由により出席できないとき又は理事長が欠けた時は常務理事が議長の職務を代行する。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものの外、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2. 前項の場合において、議長は、理事会の決議に理事として加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第八章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条に及び第13条についても適用する。

(合併等)

第46条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、一般社団法人及び一般財団法

人に関する法律上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けるものとする。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第48条 この法人が、公益認定の取消処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第九章 選考委員会

(選考委員会)

第50条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、選考委員会を設置することができる。

2. 選考委員会の委員は、有識者のうちから、理事会が選任する。
3. 選考委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第十章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第十一章 公告

(公告)

第52条 この法人の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第十二章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるものの外、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日年、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は上條清文、常務理事は手塚好一とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

安達功	伊藤京子 (長谷川京)	植木正威	内山武夫
海老澤敏	柏木博	栗林義信	越村敏昭
小長啓一	高階秀爾	野本弘文	

以上